

令和3年6月定例会

教育長報告

久喜市教育委員会

資料 目 次

ア 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則について	1
イ 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について	3
ウ 久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について	5

ア 久喜市スクール・サポート・スタッフ規則について

久喜市スクール・サポート・スタッフ規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教員が児童生徒の直接的な指導や教材研究等に注力できる体制を整備し、業務に専念できる環境を確保するため、久喜市立小・中学校（以下「小・中学校」という。）に配置するスクール・サポート・スタッフ（以下「スタッフ」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(配置)

第2条 久喜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教員が本来担うべき業務に専念する環境を確保するため、必要があると認めるときは、小・中学校にスタッフを配置することができる。

(業務)

第3条 スタッフは、配置された小・中学校（以下「配置校」という。）において、次の業務を行うものとする。

（1） 教員の業務支援及び補助に関する業務

（2） 教育委員会又は配置校の校長が指示した事項に関する業務

2 スタッフは、前項に規定する業務の実施状況を、配置校の校長が指定する方法により報告するものとする。

(任用)

第4条 スタッフは、前条の業務の実施に関し適當と認められる者のうちから教育委員会が採用する。

(職務上の地位)

第5条 スタッフは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員とする。

(勤務)

第6条 スタッフの勤務時間は1日3時間とし、その活動日数は1週間当たり4日以内かつ年間110日以内とする。

2 スタッフに付与する年次有給休暇等は、久喜市教育委員会事務局等の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市教育委員会規則第12号）の定めるところによる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 スタッフの報酬及び費用弁償は、久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年久喜市条例第10号）の定めるところによる。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、スタッフに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

イ 久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則について

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則
久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則（令和元年久喜市規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1栄養士、ホームヘルパーの項の次に次のように加える。

スクール・サポート・スタッフ	行政職給料表1級	14
----------------	----------	----

附 則

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則に伴う新旧対照表

一部を改正する規則

現行規則（旧）

別表第1(第3条関係)

職名	給料表	号給	職名	給料表	号給
略	略	略	略	略	略
栄養士、ホームヘルパー	行政職給 料表1級	9	栄養士、ホームヘルパー	行政職給 料表1級	9
スクール・サポート・スタッフ	行政職給 料表1級	14			
就労支援相談員、適応指導教室訪問相談員	行政職給 料表1級	16	就労支援相談員、適応指導教室訪問相談員	行政職給 料表1級	16
略	略	略			

別表第1(第3条関係)

職名	給料表	号給	職名	給料表	号給
略	略	略	略	略	略
栄養士、ホームヘルパー	行政職給 料表1級	9	栄養士、ホームヘルパー	行政職給 料表1級	9
スクール・サポート・スタッフ	行政職給 料表1級	14			
就労支援相談員、適応指導教室訪問相談員	行政職給 料表1級	16	就労支援相談員、適応指導教室訪問相談員	行政職給 料表1級	16
略	略	略			

**教育長報告ウ 「久喜市教育委員会会計年度任用職員の採用について」につき
ましては、人事案件であるため非公開です。**

【職種】

1 事務補助員